

整備作業中の事故発生について

自動車整備事業場にて下記の整備作業中の事故が発生しましたので、お知らせしますとともに、会員事業者につきましては引き続き注意喚起いただきますようお願い申し上げます。

記

【事故概要】ケース1 東北管内 《令和6年4月20日(重症)》

整備事業場の駐車場において、キャンピングカーの車両下に潜り込んで、セルモーターの交換作業を行っていた際、ATミッションのセレクトレバーのワイヤーを緩めたところ、何らかの理由により、ATのシフトがPレンジから変わってしまい、車両が動き出し、車体底部に挟まり骨盤やろっ骨を骨折した。

【事故概要】ケース2 中部管内 《令和6年5月13日(重症)》

大型3軸トラックの3ヶ月点検で、リアエアサスを上限まで上げて、4名で作業を行っていた際、側方灯不灯修理等のためキーON状態での作業中に、被災者がリア左の車高センサーのボールジョイント固着修理のため、タイヤの上に覆い被さる形で作業を行っていたが、車高センサー側ボールジョイントのナットを外したと同時に車体が降下したため、タイヤとフェンダーの間に頭部・胸部を挟まれ重傷を負った。